

令和5年度版
障害者福祉の手引き



茂原市マスコットキャラクター「モバリん」

茂原市障害福祉課

は じ め に

この手引きは、身体や精神または知能の発達に障害があるために、日常生活に困難が生じている方の福祉の向上に役立つ各種の制度をまとめたものです。

本手引きをご覧いただき、ご不明な点等がございましたら、下記の間合せ先にご連絡ください。

なお、本手引きの各種制度や手当等の額は、令和5年4月1日現在のものであり、今後変更等がなされる場合があります。

問 合 せ 先	茂原市 障害福祉課（茂原市役所 2階 4番窓口）
住 所	〒297-8511 茂原市道表 1番地
電 話	0475-20-1666（障害福祉課 直通）
F A X	0475-20-1610
E - m a i l	syogai@city.mobara.chiba.jp
市公式ウェブサイト	http://www.city.mobara.chiba.jp/



市公式ウェブサイト
二次元コード

お 知 ら せ

千葉県では、障害者差別をなくすための条例が施行されています。

この条例は、障害のある方に対する理解を広げ、差別のない社会をつくるため、なくすべき差別とその解消のための仕組みを定めています。詳しくは、千葉県障害者福祉推進課のウェブページをご覧ください。

【千葉県障害者福祉推進課ウェブページ】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/>



千葉県障害者福祉推進課ウェブページ
二次元コード

【問 合 せ 先】 千葉県 障害者福祉推進課

電話 043-223-2338

FAX 043-221-3977



目次

1. 主な制度の障害程度別該当一覧表	1
2. 障害者手帳	3
身体障害者手帳	3
療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	4
3. 相談員	6
4. 補装具等	7
補装具費の支給 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金の支給	7
ストーマ装具・紙おむつ等の支給	8
5. 医療の制度	9
重度心身障害者医療費助成	9
自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）	10
後期高齢者医療	11
6. 手当・年金	12
特別障害者手当 障害児福祉手当	12
特別児童扶養手当	13
児童扶養手当	13
茂原市重度心身障害者福祉手当	14
障害年金	15
千葉県心身障害者扶養年金	16
7. 交通・外出	17
福祉タクシー	17
鉄道運賃 市民バス「モバス」 デマンド交通「ふれあい」	21
バス運賃 タクシー運賃	22
航空運賃 有料道路通行料金	23
駐車禁止規制適用除外	24
リフト付福祉カーの貸出 車いすの貸出	25
ちばバリアフリーマップ その他のバリアフリー情報	26
ちば障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット）	27
茂原市自転車駐車場	29

8. 税金等	30
所得税・住民税 相続税 贈与税 個人事業税	30
利子等の非課税	31
自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免	31
NHK放送受信料の減免	33

9. 障害福祉サービス等	34
自立支援給付	34
障害児通所支援	36
相談支援	36
地域生活支援事業	37
児童福祉施設への入所	40

10. その他の福祉サービス	41
郵便等による不在者投票 ふれあい案内 NTTファクス104	41
電話リレーサービス 生活福祉資金の貸付 訪問理髪サービス	42

11. 各種割引	43
携帯電話料金 入場料・入園料等	43

12. 関係団体・官公署連絡先	44

13. 防災・防犯・緊急時	46
もばら安全・安心メールサービス	46
メール110番システム	47
FAX119・メール119・NET119	47

- ライフサポートファイル
- 福祉会入会のすすめ
- 朗読ボランティアみずすまし会 リスナー募集
- パラスポーツ茂原からお知らせ
- 障害者のマーク、ヘルプマーク・ヘルプカード
- FAX119 通報用紙



1. 主な制度の障害程度別該当一覧表

○はほぼ該当、△は一部該当または制限がある制度です。

障害種別		制度	補装具費の支給	重度心身障害者医療費助成	後期高齢者医療制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	茂原市重度心身障害者福祉手当	障害年金	千葉県心身障害者扶養年金	
掲載ページ			7	9	11	12	12	13	14	15	16		
身体障害者手帳	視覚	1・2級	△	△	△	△	△	△		△	△		
		3級	△		△			△		△	△		
		4級	△					△					
		5級	△										
		6級	△										
	聴覚・平衡機能	2級	△	△	△	△	△	△	△		△	△	
		3級	△		△			△			△	△	
		4級	△					△					
		5級	△										
		6級	△										
	言語音声	3級	△		△				△		△	△	
		4級	△		△				△				
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)移動機能(運動機能)	1・2級	△	△	△	△	△	△	△		△	△	
		3級	△		△				△		△	△	
		4級	△		△				△		△		
		5級	△										
		6級	△										
	内部機能	1・2級	△	△	△	△	△	△	△		△	△	
3級		△		△				△		△	△		
4級		△						△					
療育手帳	Ⓐ・Ⓐの1・Ⓐの2		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	Aの1		△	△				△	△	△	△	△	
	Aの2		△	△				△	△	△	△	△	
	Bの1							△		△	△	△	
	Bの2							△		△	△	△	
精神手帳	1級		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	2級			△						△	△	△	
	3級									△			

*この一覧表は、あくまで目安です。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

障害種別		制度	福祉タクシー	市民バス等	有料道路通行料金	駐車禁止規制 適用除外	税金	NHK放送受信料 減免	郵便による 不在者投票	生活福祉資金貸付	各種割引
		掲載ページ	17	21	23	24	30	33	41	42	43
身体障害者手帳	視覚	1・2級	△	○	△	△	△	△		△	△
		3級		○	△	△	△	△		△	△
		4級		○	△	△	△	△		△	△
		5級		○	△		△	△		△	△
		6級		○	△		△	△		△	△
	聴覚・平衡機能	2級	△	○	△	△	△	△		△	△
		3級		○	△	△	△	△		△	△
		4級		○	△		△	△		△	△
		5級		○	△		△	△		△	△
		6級		○	△		△	△		△	△
	言語音声	3級		○	△		△	△		△	△
		4級		○	△		△	△		△	△
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹移動機能) 運動機能	1・2級	△	○	△	△	△	△	△	△	△
		3級		○	△	△	△	△		△	△
		4級		○	△	△	△	△		△	△
		5級		○	△		△	△		△	△
		6級		○	△		△	△		△	△
	内部機能	1・2級	△	○	△	△	△	△	○	△	△
		3級		○	△	△	△	△	○	△	△
		4級		○	△		△	△		△	△
	療育手帳	㊤・㊤の1・㊤の2	△	○	△	△	△	△		△	△
Aの1		△	○	△	△	△	△		△	△	
Aの2		△	○	△	△	△	△		△	△	
Bの1			○			△	△		△	△	
Bの2			○			△	△		△	△	
精神手帳	1級		△			△	△		△	△	
	2級		△				△		△	△	
	3級		△				△		△	△	

2. 障害者手帳

身 体 障 害 者 手 帳

- 内 容 身体障害者であることを証明するものであり、各種の援護を受けるために必要な手帳です。
- 対 象 身体に障害がある方のうち、視覚障害者、聴覚障害者、平衡機能障害者、音声・言語機能障害者、そしゃく機能障害者、肢体不自由者、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓）機能障害者
- 申請手続 次のものをそろえて、障害福祉課または本納支所へご提出ください。
必要書類は、障害福祉課または本納支所にあります。市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
- ① 身体障害者手帳交付申請書
 - ② 所定の診断書（身体障害者福祉法の指定医に記入してもらうこと）
 - ③ 個人番号カード
 - ④ 写真2枚（上半身 縦4cm×横3cm）
- 変更手続等 身体障害者手帳をお持ちの方が、次に該当したときは手続きしてください。
- ◇ 再交付申請（障害福祉課または本納支所で手続き可能です）
 - ・ 障害の程度変更、障害を追加するとき、再認定が必要なとき
 - ・ 手帳を紛失または破損したとき、写真の変更を希望するとき、手帳に余白がなくなったとき等
 - ◇ 返還届（障害福祉課または本納支所で手続き可能です）
 - ・ 死亡したときまたは障害が軽くなり障害に該当しなくなったとき
 - ◇ 居住地等変更届（障害福祉課で手続きしてください）
 - ・ 氏名が変わったとき
 - ・ 市内で転居したとき
 - ＊ 市外転出したときには転出先の福祉事務所で手続きしてください。



療 育 手 帳

- 内 容 知能の発達に遅れがある方に、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために必要な手帳です。
- 対 象 療育手帳の交付を受けられる方は、児童相談所または千葉県中央障害者相談センターで知的障害者と判定された方です。
- 申請手続 次のものをそろえて、障害福祉課へご提出ください。必要書類は、障害福祉課にあります。市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
- ① 療育手帳交付申請書
 - ② 写真1枚（上半身 縦4cm×横3cm）
 - ③ 個人番号カード
- 再 判 定 療育手帳は、原則として2年に一度、再判定の必要があります。手帳に次の判定年月が記載されていますので、期日の概ね2～3か月前に、障害福祉課に電話予約のうえ、来庁してください。

精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳

- 内 容 一定の精神障害の状態にあることを証明するものであり、交付を受けた方に対し、様々な福祉的配慮や支援を講じ、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳です。
- 対 象 統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害*を含む）、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）及びその他の精神疾患の方です。療育手帳を有する知的障害者が、精神疾患を併せて有している場合も対象になります。
- *高次脳機能障害のうち、音声・言語機能障害は身体障害にあたります。
- 申請手続 次のものをそろえて障害福祉課へご提出ください。申請書や診断書等の様式は、障害福祉課にあります。
- ① 申請書
 - ② 写真1枚（上半身 縦4cm×横3cm）
 - ③ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または精神障害を支給事由とす

る年金給付を現に受けていることを証する書類の写し。
なお、写しの場合には、下記のものが必要となります。

ア 障害年金証書の写し

イ 直近の振込通知書の写し

ウ 日本年金機構等へ照会することについての同意書

④ 個人番号カード

更新手続 手帳の有効期限は2年間です。期限が切れる3か月前から更新申請を受付けますので、上記の書類を持参のうえ障害福祉課へお越しください。



3. 相談員

身体障害者相談員

身体に障害のある方の相談、必要な助言や援助を行っております。

氏名	電話番号
伊藤 たつき	0475-42-4814
糸久 幸男	0475-24-5763
小林 和子	0475-25-0300
白鳥 智子	0475-25-8868
高山 公子	0475-24-4397
中村 雄二郎	090-7711-0476

知的障害者相談員

知的障害者の更生援護の相談に応じ、必要な助言や援助を行っております。

氏名	電話番号
鎌田 則子	0475-24-4095
林 敦子	090-6808-4365
山本 勝江	0475-23-2883

※相談員への電話相談については、時間帯に配慮をお願いします。



4. 補装具等

補装具費の支給

- 内 容 身体上の障害を補うため、義肢、義眼、車いす、補聴器などの交付及び修理（補装具の種目により貸与もあり）を行います。
- 対 象 身体障害者手帳所持者及び難病患者の方（障害者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は、補装具費の支給対象となりません）。
- 費 用 原則として1割負担となります（所得に応じて負担上限額が決まります）。
- 申請手続 補装具購入前に障害福祉課にご相談ください。ご相談なく私的に製作された場合は、制度の適用を受けることができませんのでご注意ください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金の支給

- 内 容 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
- 対 象 ① 茂原市内に住所を有する18歳未満の児童で両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象にならない児童。
② 医師が装用を必要と認めた場合は、30dB未満の児童。
③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した児童。
※世帯の所得状況により対象外となる場合があります。
- 費 用 原則として、1/3の負担となります。
- 申請手続 購入前に障害福祉課にご相談ください。ご相談なく私的に製作された場合は、制度の適用を受けることができませんのでご注意ください。



ストーマ装具・紙おむつ等の支給 P37の「日常生活用具給付事業」も参照

- 内 容 障害者及び難病患者の日常生活の便宜を図るため、次の用具を給付します。
- 対 象 ストーマ装具…人工肛門又は人工膀胱造設者。
紙おむつ等…ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者、3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者。
※初回の申請以降、6ヶ月ごと（3月、9月）に更新申請が必要です。
※世帯の所得状況により対象外となる場合があります。
- 費 用 原則として1割負担となります（所得に応じて負担上限額があります）。
- 申請手続 購入前に必ず障害福祉課にご相談ください。ご相談なく私的に購入された場合は、制度の適用を受けることができませんのでご注意ください。



5. 医療の制度

重度心身障害者医療費助成

内 容 重度の心身障害者の方の医療保険診療分の医療費が助成される制度です。
利用には申請が必要です。

【対象となる医療費】

医療保険診療分（保険調剤を含む）の医療費から、医療保険から給付される高額療養費や付加給付、当制度で定める自己負担金を差引いた額

【対象外の医療費】

自費の支払分（文書料、差額室料、日用品代、物品代等）、
介護保険診療分、入院生活療養居住費、食事療養費、予防接種等

対 象 65歳未満で下記の障害者手帳を交付された方

- ・身体障害者手帳 1級、2級 所持者
- ・療育手帳 ㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2 所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級所持者（令和2年8月1日の診療分から）

* 中学3年生までは、原則として子ども医療費助成制度を利用させていただきます。

* 一定所得を超える方はこの制度をご利用いただけないことがあります。

自己負担金

・ 保険世帯の市民税の所得割額が課税	通院 1回につき 300円 入院 1日につき 300円
・ 保険世帯の市民税の所得割額が非課税	通院・入院 共に無料

助成方法 ①現物給付

県内の医療機関を受診する際は、重度心身障害者医療費助成受給券を医療機関の会計窓口で提示してください。上記の自己負担金をお支払いいただければ、助成対象の医療費がその場で精算されます。

②償還払い

県外の医療機関を受診したときや、重度心身障害者医療費助成受給券を医療機関に提示しなかったときには、償還払いで助成を受けることができます。償還払いでは、医療機関で支払った医療費のうち上記の「対象となる医療費」が助成されます。

申請手続 **【制度の利用の申請】**

障害者手帳・医療保険の保険証・障害者手帳所持者名義の通帳・個人番号カードを障害福祉課へ持参してください。

市外からの転入者は所得課税証明書等が必要になることがあります。

【償還払いの申請】

重度心身障害者医療費助成支給申請書に領収書原本を添付し、障害福祉課または本納支所へ申請してください。診療を受けた日から2年以内に提出してください。

有効期限 重度心身障害者医療費助成受給券の有効期限は、原則として7月31日となっています。例年6月に所得調査を実施し、自己負担金の区分見直しを行います。所得調査の通知が届いたら忘れずに手続きしてください。

自 立 支 援 医 療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するために受けた医療について、医療費（保険調剤を含む）の一部を公費で負担する制度です。医療機関は指定されているところに限ります。自己負担額は原則1割となります。また、疾病の程度や世帯の所得状況で1か月あたりの自己負担額に上限が設定されます。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

○ 精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）の方で、通院医療が継続的に必要なときに対象になります。

○ 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳の所持者が、残された障害の除去・軽減を目的に行われる手術等の治療で、確実に効果が期待できるものが対象になります。

○ 育成医療

18歳未満の、身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療を受ける場合に対象になります。

後 期 高 齢 者 医 療

内 容 通常 75 歳以上の方を対象としていますが、満 65 歳以上で以下の対象に該当し希望する方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 対 象
- ① 身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級 所持者
4 級のうち、音声、言語、そしゃく、下肢 1・3・4 号に該当する方
 - ② 療育手帳 ①の 1、①の 2、A の 1、A の 2 所持者
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級 所持者

申請手続 国保年金課にお問合せください。
国保年金課（茂原市役所 2 階 2 番窓口）
電話：0475-20-1503 FAX：0475-20-1600



6. 手当・年金

特 別 障 害 者 手 当

- 内 容 精神または身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方に手当を支給します。
- 要 件 ① おおむね 1 級または 2 級の異なる障害が 2 つ以上重複していること。
(著しく重度の障害の場合は、単独で該当することもあります。)
② 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所していないこと。
③ 病院等に継続して 3 か月を超えて入院していないこと。
- 手 当 額 月額 27,980 円
- 申請手続 所定の様式の診断書(障害福祉課にあります)、本人名義の通帳等(銀行名、支店名、口座番号がわかるもの)、年金受給額がわかるもの、個人番号カード(本人、配偶者、扶養義務者)、障害者手帳(お持ちの方のみ)、印鑑を持参のうえ申請してください。

* 本人、配偶者または扶養義務者の所得が一定額を超えると手当は支給されません。

障 害 児 福 祉 手 当

- 内 容 精神または身体が重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の在宅の方に手当を支給します。
- 要 件 ① 20 歳未満で重度の障害の状態にあること。
② 重症心身障害児施設等に入所していないこと。
③ 障害を支給事由とする公的年金の給付を受けていないこと。
- 手 当 額 月額 15,220 円
- 申請手続 所定の様式の診断書(障害福祉課にあります)、本人名義の通帳等(銀行名、支店名、口座番号がわかるもの)、個人番号カード(本人、扶養義務者)、障害者手帳(お持ちの方のみ)、印鑑を持参のうえ申請してください。

* 本人または扶養義務者の所得が一定額を超えると手当は支給されません。

特 別 児 童 扶 養 手 当

内 容 精神または身体に重度または中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする児童（20歳未満）を育てている家庭に支給される手当です。手当はその児童の父母若しくは養育者に支給されます。

- 要 件
- ① 父母については、重度（中度）の障害児を監護していること。
 - ② 養育者については、父母に監護されていない重度（中度）の障害児を養育同居し、かつ生計を維持していること。
 - ③ 対象児童が施設等に入所していないこと。
 - ④ 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金の給付を受けていないこと。

【手当の対象となる障害の状態の例】

身体障害者手帳	おおむね1級～3級程度
療育手帳	おおむねA～Bの1程度
精神障害者保健福祉手帳	おおむね1級～2級程度

手 当 額

月額	1級	53,700円	（重度の障害児を監護する方）
	2級	35,760円	（中度の障害児を監護する方）

申請手続 所定の様式の診断書（障害福祉課にあります。なお、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、診断書が省略できる場合があります。）、戸籍謄本（請求者、児童）、請求者本人名義の通帳等（銀行名、支店名、口座番号がわかるもの）、個人番号カード（請求者、児童、配偶者、扶養義務者）、障害者手帳（お持ちの方のみ）、印鑑を持参のうえ申請してください。

* 本人または扶養義務者の所得が一定額を超えると手当は支給されません。

児 童 扶 養 手 当

内 容 児童（18歳に達する日以降の3月31日まで）の父または母が重度の障害の状態にある場合、当該児童を養育する方に手当を支給します。

対 象 国民年金法及び厚生年金保険法 おおむね1級
身体障害者手帳 おおむね1級、2級

手 当 額 月額 1級 10,410 円から 44,140 円
(対象児童 1 人の場合。所得に応じて変動します。)

申請手続 子育て支援課での申請には以下のものが必要になります。なお、状況によって追加で書類の提出が必要になる場合があります。

- ①申請者および対象児童の戸籍謄本（請求日前 1 か月以内のもの）
- ②児童扶養手当障害認定診断書（年金証書や身体障害者手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
- ③申請者と児童の健康保険証
- ④住居の名義を確認する書類
- ⑤申請者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード
- ⑥申請者の基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳、年金定期便等）
- ⑦身体障害者手帳または療育手帳

* 本人または扶養義務者の所得が一定額を超えると手当は支給されません。

【問合せ先】 子育て支援課（茂原市役所 2 階 7 番窓口）

電話：0475-20-1573 FAX：0475-20-1610

茂原市重度心身障害者福祉手当

内 容 在宅の知的障害者の方に手当を支給します。

対 象 療育手帳①、①の 1、①の 2、A の 1、A の 2 所持者

手 当 額 月額 8,650 円

申請手続 手帳または診断書を持参して障害福祉課へ申請してください。

* 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方には、支給されません。

* 在宅ではなくなった場合（入院や施設入所等）や介護保険給付を受けた場合は対象外となりますので、障害福祉課までご連絡ください。

障 害 年 金

内 容 障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて、申請により受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」とがあります。

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日（初診日）

国民年金に加入していた場合 → 障害基礎年金 Aへ

厚生年金に加入していた場合 → 障害厚生年金 Bへ

A. 障害基礎年金を受けるには次の①～③の条件のすべてに該当することが必要です。

- ① 初診日が次のいずれかに該当すること
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳に達する前
 - ・ 60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有し、年金制度に加入していない期間
* 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日または症状固定日）の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当すること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。20歳前に初診日がある場合はこの納付要件は不要です。

B. 障害厚生年金を受けるには次の①～③の条件のすべてに該当することが必要です。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に初診日があること。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日または症状固定日）の障害の程度が年金法施行令で定める1級から3級のいずれかに該当すること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。

申 請 先 障害基礎年金・・・年金事務所 または 市役所国保年金課
障害厚生年金等・・・年金事務所

○ねんきんサテライト茂原（千葉年金事務所茂原分室）

電話：0475-23-2530 FAX：0475-23-2077

住所：千葉県茂原市千代田町1-6 茂原サンヴェルプラザ1階

JR外房線「茂原駅」下車 南口より徒歩1分

○茂原市 国保年金課（茂原市役所2階2番窓口）

電話：0475-20-1503 FAX：0475-20-1600

千葉県心身障害者扶養年金

内 容 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。この制度で支給される給付金は非課税です。

加入資格 以下の(1)～(3)のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難な方を扶養している 65 歳未満の保護者の方（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）1 人が加入できます。加入する保護者の健康状態等にも条件があります。

(1)知的障害者

(2)身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級所持者

(3)精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方

掛 金 加入者の加入時の年齢によって異なります（掛金を補助する制度がありません。）。

一口 9,300 円／月 ～ 23,300 円／月（二口まで加入可）

年 金 額 一口あたり 20,000 円／月

申請手続 障害者手帳を持参のうえ、障害福祉課へご相談ください。



7. 交通・外出

福 祉 タ ク シ ー

- 内 容 重度心身障害者が、通院等のためにタクシーを利用した際の運賃の一部を助成します。利用するには申請が必要です。
- 対 象 身体障害者手帳 1級、2級 所持者
療育手帳 ㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2 所持者
- 助成額 利用1回につき、2枚まで使用できます。
ただし、運賃が1,000円に満たない場合は、運賃の額を助成します。
1,000円の助成券を年間最大36枚交付します。
- 申請手続 障害者手帳、本人名義の口座番号等がわかるもの（重度心身障害者医療費助成等を受給中の方は不要）を持参のうえ、障害福祉課または本納支所で申請してください。

【利用できるタクシー事業所一覧】

※一覧表以外のタクシー事業所ではご利用になれませんのでご注意ください。

※ FAX による返答を希望する場合は、返事の依頼と FAX 番号を明記してください。

番号	事業者名	連絡先	営業時間	車いす	寝台
1	東タクシー	TEL 0475-22-5225 FAX 0475-23-3110	7:00～深夜 1:00	△	×
2	日の丸自動車 (長生営業所)	TEL 0475-30-1211	6:00～24:00	△	×
	日の丸自動車 (一宮営業所)	TEL 0475-42-2615			
3	南総タクシー	TEL 0475-23-6131 FAX 0475-25-0751	6:30～深夜 2:00	△	×
4	都自動車	TEL 0475-22-3545 FAX 0475-22-3549	6:00～深夜 1:00	△	×
5	東洋交通	TEL 0475-22-2161 FAX 0475-25-3826	24 時間	△	×
6	はるかぜ介護タクシー	TEL 0475-22-1085 FAX 0475-24-6382	対応可能な限り	○	○
7	さくらサポート	TEL 0475-47-3676 FAX 0475-23-5519	24 時間	○	○
8	長南タクシー	TEL 0475-46-0003 FAX 0475-46-3088	8:00～17:00 時間外対応可	○	○

番号	事業者名	連絡先	営業時間	車いす	寝台
9	ゆたか自動車	TEL 0475-46-0124 FAX 0475-46-2360	7:00~19:00	△	×
10	となりのタクちゃん	TEL 050-3786-1093 FAX 0436-75-0773	7:00~20:00 時間外対応可	○	△
11	ふれあいサービス宝	TEL 0475-47-2106 FAX 0475-24-6291	8:30~17:00 時間外対応可	○	×
12	さくら介護タクシー	TEL 0475-47-2135	対応可能な限り	○	○
13	介護タクシーはる	TEL 080-3593-0025	対応可能な限り (深夜早朝は予約)	○	○
14	グッドライフ 介助タクシー	TEL 080-5011-9082 FAX 0475-73-3947	対応可能な限り	○	×
15	ひまわり介護タクシー	TEL 0475-32-4941	対応可能な限り	○	×
16	介護タクシーさいとう	TEL 0475-47-0654	24 時間	○	○
17	福祉タクシー K アシスト	TEL 043-257-0629 FAX 043-292-8282	対応可能な限り	○	○
18	合同会社フィールドサポート ケアタクシーわかば	TEL 0436-67-0390	8:00~20:00 時間外対応可	○	○
19	ありよし介護タクシー	TEL 0120-106-073 FAX 043-292-9450	24 時間	○	○
20	サンベグランド ケアサービス	TEL 0476-27-6487 FAX 0476-33-6638	8:00~20:00	○	○
21	介護タクシーグー	TEL 0120-377-398 FAX 0475-36-2035	対応可能な限り	○	○
22	いと介護タクシー	TEL 0475-70-6025 FAX 0475-70-6025	24 時間	○	○
23	めぐみサービス	TEL 080-1128-7788 FAX 043-294-2650	対応可能な限り	○	○
24	介護タクシーとまと	TEL 0475-36-3521 FAX 0475-36-3522	8:30~17:30 時間外対応可	○	×
25	紫雲会介護タクシー	TEL 043-292-5111 FAX 043-292-2068	8:30~17:00 時間外対応可	○	○
26	あんしんタクシー	TEL 0475-47-4800 FAX 0475-47-4810	24 時間	○	○

番号	事業者名	連絡先	営業時間	車いす	寝台
27	介護タクシー山桜	TEL 0120-055-230 FAX 0475-24-7619	7:00~18:00 早朝の対応可	○	×
28	福祉タクシー若葉	TEL 090-1858-0708 FAX 043-228-0104	対応可能な限り	○	○
29	はなひで介護タクシー	TEL 090-8045-0879 FAX 0475-23-2633	7:00~19:00 時間外対応可	○	×
30	介護タクシー ハッピーパートナー	TEL 080-4117-3728 FAX 043-294-3123	8:00~17:00	○	○
31	丸恵タクシー	TEL 0120-01-1818 FAX 0436-23-6117	8:30~17:30	△	×
32	進五衛門	TEL 0475-42-2523 FAX 0475-36-2177	8:00~18:00 時間要相談	○	×
33	コアラ長生	TEL 0475-33-7474 FAX 0475-3 3-7474	7:00~18:00	○	×
34	ケアタクシーレジーナ	TEL 090-3877-5171	9:00~18:00	○	○
35	福祉タクシー コンソル	TEL 080-9670-1463 FAX 0475-44-5739	8:00~17:00	○	○
36	介護タクシー歩み ハッピーハートグループ長生店	TEL 090-1432-7534 FAX 043-332-7848	対応可能な限り	○	×
37	福祉タクシーPIE	TEL 090-2744-1329 FAX 043-487-6157	7:00~19:00	○	○
38	瑞江サポートサービス	TEL 090-8772-3922 FAX 0475-44-5030	8:00~18:00	○	×
39	福祉タクシー ぴーす 23	TEL 0475-38-4950	8:00~17:00	○	×
40	介護タクシー青葉の森	TEL 0120-17-2717	対応可能な限り	○	○
41	株式会社ロングライフ	TEL 043-310-3315 FAX 043-310-3316	7:00~18:00	○	×
42	福祉タクシーひばり	TEL 0120-030-883 FAX 0436-37-3838	7:00~19:00	○	×
43	まごころ介護タクシー	TEL 0475-25-3436 FAX 0475-25-3436	8:00~17:00 (要相談)	○	×
44	いすみグリーン合同会社	TEL 090-1665-0116 FAX 020-4666-4282	24 時間(要相談)	○	×

番号	事業者名	連絡先	営業時間	車いす	寝台
45	介護タクシー今日まる	TEL 0475-44-6760 FAX 0475-44-6761	8:00～17:00 (月～金)	△	×
46	介護タクシーゆず	TEL 080-7881-4538	8:00～17:00 (相談可)	○	×
47	豊田福祉タクシー	TEL 0475-26-1830	8:00～17:00 土・日・祝日応相談	○	△
48	めじろ介護タクシー	TEL 0470-80-2050 FAX 0470-80-2056	8:30～17:00	○	○
49	福祉タクシーこむぎ	TEL 070-8404-5619 FAX 043-312-2836	8:30～18:00	○	○
50	介護タクシーしんせい	TEL 0475-47-3865 FAX 0475-47-3864	8:30～18:00	○	×
51	Re・Favor 株式会社 ゆぴあ 47	TEL 0436-37-6970 FAX 0436-37-6971	8:00～17:00 (日曜休業)	○	○
52	サリー	TEL 070-3193-0311	8:00～17:00 (日・祝日応相談)	○	×
53	ハニーベスト	TEL 090-5512-8535	対応可能な限り	○	○
54	つね介護タクシー	TEL 090-6156-6074 FAX 0475-34-3645	対応可能な限り	○	○
55	あすみ介護タクシー	TEL 090-2667-5760	対応可能な限り	○	×
56	合同会社 もちのき	TEL 070-1560-1518 FAX 0475-47-3818	8:30～18:30 (対応可能な限り)	○	○

【車椅子／寝台の△について】 車椅子が△…車椅子をトランクに積んでの乗車が可能な事業所です。貸出の有無は各事業所にお問い合わせください。

寝台が△…寝台を載せることは可能だが、寝台の貸出は行っていない事業所です。

鉄 道 運 賃

内 容 JR各社では、身体障害者手帳・療育手帳所持者は鉄道運賃が割引になりますので、駅の窓口で手帳を提示して切符を購入してください。JR以外では、精神障害者保健福祉手帳所持者も対象になる場合がありますので、乗車前にご利用になる鉄道会社の窓口等でお問合せください。

【JRの場合】身体障害者手帳・療育手帳のみ割引対象。

第1種手帳所持者 介護者が同伴する場合：距離に関係なく本人と介護者が5割引
障害者本人のみの利用：片道100km以上乗車で5割引

第2種手帳所持者 障害者本人のみ割引可、片道100km以上乗車で5割引

【問合せ先】各鉄道会社にお問合せください。

JR 東日本お問合せセンター 電話：050-2016-1600

市 民 バ ス 「モ バ ス」

内 容 障害者手帳を所持されていると、市民バス「モバス」が、半額で乗車できます。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者、その介助者が割引の対象になります。

料 金 通常1回の乗車につき200円のところ、100円ご利用できます。

利用方法 ・乗車するとき 手を挙げて運転手に伝えてください。
・降車するとき 降りる停留所の手前で運転手に伝えてください。
料金精算時に、乗務員に障害者手帳を提示してください
また、車いすをご利用の際には、できるだけ介助者をつけてください。

【問合せ先】都市計画課（茂原市役所8階）

電話：0475-20-1546 FAX：0475-20-1606

デ マ ン ド 交 通 「ふ れ あ い」

内 容 障害者手帳を所持されていると、デマンド交通「ふれあい」が半額で利用できます。運行エリアに居住している住民、または運行エリア外の本納・豊岡地区の住民が、事前の登録をすることにより利用できます。

-
-
- 対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者、その介助者が割引の対象になります。
- 料 金 通常1回の乗車につき400円のところ、200円で利用できます。
- 申請手続 障害者手帳と印鑑を持参して、都市計画課または本納支所で利用登録の手続きをしてください。

【問合せ先】都市計画課（茂原市役所8階）

電話：0475-20-1546 FAX：0475-20-1606

バス 運 賃

- 内 容 多くのバスの運行会社が、身体障害者手帳・療育手帳所持者に対し、運賃が割引になるサービスを実施しています。バスの運行会社によっては、精神障害者保健福祉手帳所持者も割引を受けることができるようですので、事前にバスの運行会社にお問合せください。

【問合せ先】各バスの運行会社にお問合せください。

タクシ ー 運 賃

- 内 容 多くのタクシー事業者が、身体障害者手帳・療育手帳所持者に対し、運賃が1割引になるサービスを実施しています。タクシー事業者によっては、精神障害者保健福祉手帳所持者も割引を受けることができるようですので、事前にタクシー事業者にお問合せください。

*このサービスに参加していないタクシー事業者もあります。ご注意ください。

【問合せ先】各タクシー事業者にお問合せください。



航 空 運 賃

内 容 満 12 歳以上の身体障害者手帳又は療育手帳所持者は国内航空会社の国内定期路線の運賃が割引になりますので、各社窓口等にお問合せ下さい。

身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者

第 1 種手帳所持者：障害者本人、および介護者が割引可

第 2 種手帳所持者：障害者本人のみ割引可

なお、一部の国内航空会社では、第 2 種手帳所持者も障害者本人及び介護者の運賃が割引になりますので、各社窓口等にお問い合わせ下さい。

また、一部の国内航空会社では、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満 12 歳以上の精神障害者が単独もしくは介護者と共に利用する場合、当該精神障害者及び介護者 1 名の運賃が割引になりますので、各社窓口等にお問い合わせ下さい。

【問合せ先】各航空会社にお問合せください。

有 料 道 路 通 行 料 金

内 容 有料道路では、「身体障害者が自ら自動車を運転する」または「重度の身体障害者もしくは重度の知的障害者が同乗し、障害者本人以外の方が運転する場合」に、基本料金が半額になる割引を実施しています。要件を満たす自動車 1 台を事前に登録できます。ただし、営業車両等、対象外になる車両があります。精神障害者保健福祉手帳所持者も対象外です。

対象車両 第 1 種手帳所持者：本人、または介護者が運転する自動車

第 2 種手帳所持者：本人が運転する自動車

* 「自家用」の自動車で、車種や所有者の要件を満たす必要があります。

* 自動車を保有されていないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等は、要件を満たす自動車が割引の対象となります。

(例：親族や知人が所有する車、レンタカー、車検時の代車、タクシー等)

有効期限 初回申請時は、手続きを終了した日から 2 回目の誕生日まで有効です。
更新手続き時は、2 年後の誕生日まで有効です。有効期限の 2 か月前から更新の申請が可能です。

申請手続 障害福祉課で登録手続きできますので、以下のものをお持ちください。
ETC ご利用の場合は、適用条件等を確認後、証明書を発行しますので、
有料道路の登録係に郵送してください。

ETC を使わない方：障害者手帳、運転免許証、車検証

ETC を利用する方：手帳、運転免許証、車検証、ETC カード(手帳所持者
名義のもの)、ETC 車載器管理番号がわかるもの(セ
ットアップ申込書等) *84 円切手が必要です。

また、オンラインによる申請も可能です。オンラインで申請を行う場合に
必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確
認ください。

・オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>



【問合せ先】手続きに関すること 障害福祉課（市役所 2 階 4 番窓口）

電話：0475-20-1666 FAX：0475-20-1610

割引制度の内容等 有料道路 ETC 割引登録係

電話：045-477-1233 FAX：045-474-1110

駐 車 禁 止 規 制 適 用 除 外

内 容 障害者が自家用車を利用する場合、駐車禁止区域として指定された場所にも
駐車することができます。対象者の範囲は管轄警察署へお問合せください。

申請手続 くわしくは居住地の管轄警察署へお問合せください。

【問合せ先】茂原警察署 電話：0475-22-0110

* 標章の交付を受けて駐車禁止場所に駐車するときは、他の交通の妨げに
ならないようご注意ください。

リフト付福祉カーの貸出

- 内 容 茂原市内在住の車いす等をご利用の障害者や高齢者の方々が、通院等で外出する際に、リフト付の自動車(軽自動車)を貸出します。
- 貸出期間 原則として3日以内
- 使用料 無料。ただし燃料満タン返しとなります。
- 乗車定員 4人(内、運転手1人 車いす1人)
- 申請手続 事前に電話にて自動車の空き状況を確認いただき、運転者の免許証をご持参のうえ、障害福祉課までお越してください。
貸出希望日の1週間前までに申請してください。

車いすの貸出

- 内 容 茂原市内在住の車いすが必要な障害者や高齢者等に、無料で車椅子を貸出します。
- 貸出期間 原則として7日以内
- 申請手続 事前に電話にて車いすの空き状況をご確認いただき、障害福祉課までお越してください。



ちばバリアフリーマップ

内 容 バリアフリーマップは、車いすを利用している方々をはじめ、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者、妊産婦、幼児連れなどの方が、外出する際に、安心してさまざまな活動に参加していただけるよう、県内のさまざまな施設のバリアフリー情報を紹介するものです。下記のウェブページをご覧ください。

ちばバリアフリーマップ <http://www.pref.chiba.lg.jp/pbbfmap/>



【問合せ先】 千葉県健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班
電話： 043-223-2615 FAX： 043-222-6294

その他のバリアフリー情報

オストメイト オストメイト対応トイレの情報については、以下のウェブページをご覧ください。オストメイト対応の設備を整備しているサイトが紹介されています。

「オストメイト対応トイレの現況」

<https://www.joa-net.org/オストメイト対応トイレの現況.html>

【問合せ先】 公益社団法人 日本オストミー協会
電話： 03-5670-7681 FAX： 03-5670-7682

駅・ターミナル 駅やターミナルのバリアフリー情報については、「らくらくおでかけネット」をご覧ください。

「らくらくおでかけネット」 <http://www.ecomo-rakuraku.jp/rakuraku/index/>



【問合せ先】 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
電話： 03-3221-6673 FAX： 03-3221-6674

ちば障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

内 容 公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害のある方、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人などの歩行困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、「ちば障害者等用駐車区画利用証」を交付します。

申請手続 * 窓口で申請を行う場合

申請に必要な書類を持参のうえ、障害福祉課・高齢者支援課・健康管理課・保健センター・本納支所のいずれかの窓口へお越してください。

なお、代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）の提示をお願いします。

* 郵送で申請を行う場合

以下の書類を同封して、千葉県健康福祉部健康福祉指導課へ郵送してください。

- ・ 交付申請書（必要事項を記入したもの）
- ・ 申請に必要な書類のコピー（氏名、住所及び交付対象であることがわかる事項が記載されている箇所すべて）
- ・ A4サイズの封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、140円切手を貼り付けたもの）

※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類のコピー（運転免許証、健康保険証等）も必要です。

※妊産婦の場合は、母子健康手帳の氏名、住所が記入されたページのほかに予定日を記入したページのコピーも必要です。

（郵送先）〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 あて

電話：043-223-3924



対象者及び申請に必要な書類

区 分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身 体 障 害 者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	2、3級			
	平衡機能障害	3、5級			
	肢体不自由	上肢			1、2級
		下肢			1～6級
		体幹			1～3級、 5級
		脳原性運動機能障害			上肢機能 移動機能
	内部障害（免疫機能障害を含む）				1～4級
知的障害者	㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、 Aの2	療育手帳			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、 特定医療費（指定難病）受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～ 出産予定日から 1年（※）		
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（運転免許証、健康保険証等）	必要と認める期間 (原則1年以内)		

(※) 出産後は乳児と同伴の場合に限る。

茂原市自転車駐車場

- 内 容 茂原市第1～第7自転車駐車場の定期使用料金が全額減免されます。
- 対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者。
- 申請手続 障害者手帳を持参し、各自転車駐車場管理棟窓口で申請してください。
- 管理棟窓口
- ・茂原市第1自転車駐車場（茂原駅）
茂原市高師 764-21 電話：0475-25-5470
 - ・茂原市第2・第3自転車駐車場（茂原駅）
茂原市六ツ野 2796-3 電話：0475-26-3270
 - ・茂原市第4自転車駐車場（茂原駅）
茂原市六ツ野 2793-10 電話：0475-26-3270
 - ・茂原市第5・第6・第7自転車駐車場（新茂原駅）
茂原市長尾 2665-2 電話：0475-22-9098

【問合せ先】 都市計画課（茂原市役所8階）
電話：0475-20-1546 FAX：0475-20-1606



8. 税金等

所得税・住民税

内 容 本人、控除対象配偶者または扶養家族が障害者である場合、所得額から障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

対 象

	特別障害者控除	障害者控除
身体障害者手帳	1 級、2 級	3 級、4 級、5 級、6 級
療育手帳	㊶、㊶の 1、㊶の 2、 A の 1、A の 2	B の 1、B の 2
精神障害者 保健福祉手帳	1 級	2 級、3 級

申請手続 茂原税務署（電話：0475-22-2166）または市民税課にお問合せください。
市民税課（茂原市役所 2 階 10 番窓口）
電話：0475-20-1577 FAX：0475-20-1609

相続税

内 容 障害者が相続人である場合、相続税が減額される場合があります。

申請手続 茂原税務署（電話：0475-22-2166）にお問合せください。

贈与税

内 容 特別障害者を受益者とする「特別障害者扶養信託契約」に基づき財産を信託したとき、贈与税が非課税となる場合があります。

申請手続 茂原税務署（電話：0475-22-2166）にお問合せください。

個人事業税

内 容 重度の視力障害者（両眼の矯正視力が 0.06 以下の方）が、あん摩、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を行う場合、課税されません。

申請手続 茂原県税事務所（電話：0475-22-1721）へお問合せください。

利子等の非課税

内 容 身体障害者手帳の交付を受けている方、障害児福祉手当または特別障害者手当を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などの、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券の元本の合計額が350万円までの利子等が非課税になります。詳細はご利用の金融機関等にお問合せください。

【問合せ先】ご利用の金融機関等

自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

内 容 障害者本人または家族の方が障害者のために使用する自動車で、次に該当する場合は、自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができます。この制度は障害者1人につき1台に限られます。

対 象 ①身体障害者手帳所持者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1～3級及び4級の一部
聴覚障害	2・3級
平衡機能障害	3級
音声機能または言語機能障害	3級(咽頭摘出に係るものに限る)
上肢不自由	1・2級
下肢不自由	1～6級
体幹不自由	1～3級及び5級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1・3・4級
肝臓機能障害	1～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢1・2級 下肢1～6級

②療育手帳所持者 ④A、④の1、④の2、Aの1
Aの2で身体障害者手帳（音声もしくは言語または上肢）3級を併せ持つ者。

③精神障害者保健福祉手帳所持者 1級

対象車両 減免の対象自動車は以下のとおりです。

名義 \ 運転者	専ら 障害者本人が運転	障害者と生計を 一にする者が運転	常時介護者が運転
障害者名義の 自動車	○	専ら障害者のため に使用する場合は ○	△
障害者と生計を 一にする者名義の 自動車	○	専ら障害者のため に使用する場合は ○	×

* 常時介護者の運転による減免が認められるのは、次の①～③を満たす場合です。

- ①障害者のみの世帯であること
- ②車の定位置は障害者の住所にあること
- ③常時介護者は自己の車を所有していること

なお、手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は減免対象になりませんのでご注意ください。

提出期限 自動車税 下記の期限のうち、いずれか遅い日となります。
(種別割) 期限を過ぎて申請した場合は、申請日の属する年度の翌年度から減免されます。

- ①納税通知書の納期限
- ②障害者手帳の交付日から1か月以内
- ③自動車の新規登録から1か月以内
- ④乗り換えした自動車の新規登録日から1か月以内
- ⑤前に減免を受けていた自動車の抹消登録日から1か月以内

自動車税・軽自動車税 (環境性能割) 自動車の登録日から1か月以内 (期限を過ぎると減免不可)

軽自動車税 (種別割) 納税通知書の納期限 (5月末)
期限を過ぎて申請した場合は、申請日の属する年度の翌年度から減免されます。
新規に手帳を交付された際は、手帳が4月1日までに交付されたときにはその年から、4月2日以降のときは翌年から減免されます。詳しくは市民税課までお問合せください。

申請先 自動車税（種別割）・自動車税、軽自動車税（環境性能割）
茂原県税事務所 電話：0475-22-1721
軽自動車税（種別割）
市役所市民税課（茂原市役所2階10番窓口）
電話：0475-20-1577 FAX：0475-20-1609

* 必要書類等は各申請先にお問合せください。

* 軽自動車税の減免の条件は、前記と若干異なる場合があります。詳細は市民税課までお問合せください。

◎生計同一証明書、常時介護証明書は以下の場所で発行できます。障害者手帳、自動車検査証、運転者の運転免許証、印鑑を持参してください。

身体障害者手帳、療育手帳・・・障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳・・・長生健康福祉センター

N H K 放送受信料の減免

全額免除 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。世帯分離している場合は、同一住所に住民票がある別世帯の世帯員も非課税であることが必要です。

半額免除 ①視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合。
②身体障害者手帳1級、2級所持者または療育手帳A以上所持者、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者が、世帯主で受信契約者の場合。

申請手続 障害者手帳、印鑑を持参のうえ、障害福祉課までお越しください。全額免除申請には、世帯全員の非課税証明書も必要です。適用条件を確認後、証明書を発行しますので、その証明書をNHK千葉放送局へ郵送してください。なお、NHKの窓口で直接手続きすることも可能です。

【問合せ先】NHK千葉放送局 電話：043-203-0700
〒260-8790 千葉市中央区千葉港5-1

9. 障害福祉サービス等

【利用の流れ】

障害福祉課または相談支援事業者に事前に相談



市役所に申請



ご本人、介護者（児童の場合は保護者）との面接、調査



調査結果と医師の診断書を基に障害支援区分を認定



利用者が事業所等と契約



サービスの利用開始

* 詳しくは障害福祉課までお問合せください。

自 立 支 援 給 付

介 護 給 付

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事などの介護等を行ったり、部屋の掃除、洗濯などを行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、または重度の知的障害や精神障害で常時の介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護等や、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③重度障害者等包括支援

常時の介護を必要とする方で、意思疎通に支障があり、寝たきりや行動上の困難を有する方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

④同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に移動に必要な情報の提供や、移動の支援を行います。外出先での代筆や代読も行います。

⑤行動援護

ひとりで行動するのが難しい知的障害者や精神障害者に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動の支援を行います。

⑥短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している家族などが病気になった場合などに、短期間、施設に宿泊して、入浴、排せつ、食事などの介護等を行います。

⑦療養介護

医療と常時の介護が必要な方に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧生活介護

介護の必要性が高い方に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

⑨施設入所支援

施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの介護等を行います。

訓練等給付

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

②就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労継続支援（雇用手型[A型]・非雇用手型[B型]）

一般企業等での就労が困難な方に、支援を受けながら働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④自立生活援助

施設等を利用していた方がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などを行います。

⑤就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある方が、就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問や来所により必要な支援を行います。

⑥共同生活援助（グループホーム）

共同生活をしている方に、住居での相談や日常生活上の支援を行います。また、入浴、排せつ、食事などの介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

障 害 児 通 所 支 援

ご利用するには、事前に障害福祉課または相談支援事業者にご相談、申請してください。

児童発達支援

児童発達支援センター等の施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害などで通所での児童発達支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所し、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

就学（幼稚園及び大学を除く。）している障害児について、放課後や夏休み等の長期休暇中に、児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、当該施設への訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

相 談 支 援

計画相談支援

①サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

②継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

地域相談支援

①地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院、保護施設等を退所・退院する障害者や、児童福祉施設を退所する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

②地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障害児相談支援

①障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

②継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行いサービス事業者等との連絡調整などを行います。

地域生活支援事業

以下の詳細については障害福祉課までお問合せください。

また、ご利用するには、事前に障害福祉課に相談、申請してください。

日中一時支援事業

内 容 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

費 用 原則として1割負担となります(所得に応じて負担上限があります)。

移動支援事業

内 容 屋外での移動が困難な障害者等に、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活、及び社会参加の促進を図ります。

費 用 原則として1割負担となります(所得に応じて負担上限があります)。

日常生活用具給付事業

(※)印のストーマ装具・紙おむつ等は、

P8の「ストーマ装具・紙おむつ等の支給」も参照

内 容 在宅の障害者及び難病患者の日常生活の便宜を図るため、次の日常生活用具費を給付します。

対 象 原則として在宅の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者が対象になります。世帯状況、障害の程度や状況によっては給付できない場合もあります。

給付品目 特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッド・入浴補助用具・便器・T字状、棒状のつえ・移動、移乗支援用具・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置・透析液加温器・ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・視覚障害者用体温計（音声式）・視覚障害者用体重計・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）・正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/AC・インバーター（カーインバーター）・足踏み式、手動式吸引器・携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用時計・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭・点字図書・ストーマ装具（※）・紙おむつ等（※）・頭部保護帽・収尿器・住宅改修

費 用 原則として1割負担となります(所得に応じて負担上限があります)。

*購入前に、必ず障害福祉課にご相談ください。ご相談なく私的に購入された場合は、制度の適用を受けることができませんのでご注意ください。

*今後、品目が追加及び削除される場合がありますのでご注意ください。

*ストーマ装具、紙おむつ等、頭部保護帽は在宅で生活されている方以外の方も対象になります。

*介護保険制度を利用できる方は、介護保険制度を優先して利用していただきます。

訪問入浴サービス事業

内 容 寝たきりの心身障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

費 用 原則として1割負担となります(所得に応じて負担上限があります)。原則として月5回まで利用できます。

障害者自動車運転免許取得費助成事業

内 容 自動車免許の取得により就労等社会活動への参加に効果があると認められる方に費用の一部を助成します。

対 象 身体障害者手帳 1～4 級取得者及び療育手帳所持者。

助 成 額 免許取得に直接要した費用の 2/3 以内。ただし、10 万円が限度です。
* 事前に障害福祉課へご相談ください。

身体障害者用自動車改造費助成事業

内 容 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車で改造を必要とする場合、費用の一部を助成します。なお、申請には、所得制限があります。

対 象 ①身体障害者手帳所持者で、上肢、下肢または体幹の障害等級が 1・2 級の方
②対象となる改造箇所は操向装置（ハンドル部）、及び駆動装置（アクセル・ブレーキ）等。
③原則として、運転免許センター適性相談室において適性検査の結果付される条件に基づいて改造することとなります。

助 成 額 1 車両あたり 10 万円が限度です。* 事前に障害福祉課へご相談ください。

意思疎通支援事業

内 容 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳及び要約筆記の方法によりその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。なお、手話通訳者については設置も行っていません。

費 用 無料

設 置 毎週木曜日 午後 1 時から午後 5 時まで（申請不要）

知的障害者職親委託事業

内 容 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着を高め、知的障害者の福祉の向上を図ります。

あんしん電話事業

内 容 一人暮らしの重度身体障害者に緊急通報装置等を貸与し、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、福祉の増進を図ります。

対 象 市内に一人暮らしをしている 18 歳以上 65 歳未満の身体障害者手帳 1・2 級所持者

費 用 所得に応じて自己負担が異なります。

相談支援事業

内 容 障害者等への必要な情報の提供及び権利擁護のため必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談に応じます。

*市が委託している相談窓口ですので、直接ご相談ください。

生活支援センターつくも

長生郡睦沢町上市場 693 電話：0475-44-0999

長生地域生活支援センター

茂原市六ツ野 2796-40 電話：0475-44-7797

児童福祉施設への入所

内 容 知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児の方に対し、必要な指導等を行う施設です。

相談窓口 入所に関する相談については、子育て支援課までお問合せください。

【問合せ先】子育て支援課（茂原市役所 2 階 7 番窓口）

電話：0475-20-1573 FAX：0475-20-1610

10. その他の福祉サービス

郵便等による不在者投票

内 容 両下肢・体幹・移動機能の障害で1・2級の方、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で1・3級の方、免疫・肝臓の障害で1～3級の方は、選挙のとき郵便による投票ができます。

利用方法 事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。直接、選挙管理委員会へお問合せください。

【問合せ先】選挙管理委員会（茂原市役所6階）

電話：0475-20-1529 FAX：0475-20-1604

ふれあい案内（N T T 無料電話番号案内）

内 容 視覚、聴覚、上肢などに障害がある方、知的障害及び精神障害等で電話帳の使用が困難な方は、電話番号案内が無料になります。

対 象 視覚障害1～6級、肢体不自由1～2級（上肢、体幹、運動機能障害）、聴覚障害2～6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害3～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

申込方法 事前の登録が必要です。直接N T Tへお問合せください。

【問合せ先】N T T ふれあい案内事務局

電話：0120-104174 FAX：0120-104134

N T T ファクス104

内 容 耳や言葉の不自由な方の電話番号の問合せをファクスで受け付けます。

利用方法 送信者の氏名、ファクス番号、問合せ先の住所、氏名、業種等を記入して、フリーダイヤルまでファクスを送信してください。折り返し、ファクスで電話番号を案内します。1回の問い合わせは15件までです。

受付番号 フリーダイヤル 0120-000104（24時間・年中無休）

利用料金 104番の番号案内料と同様の料金が必要です。

【問合せ先】N T T ファクス104 FAX：0120-000104

電話リレーサービス

内 容 聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。

利用方法 事前の登録が必要です。直接以下の窓口へお問い合わせください。

【問合せ先】一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

電話：03-6275-0910 FAX：03-6275-0913

ウェブサイト：<https://trs-nippon.jp/>

生活福祉資金の貸付

内 容 病気・失業・災害などの要因で、一時的に経済的困窮に陥ってしまった方、障害などさまざまな事情を抱える方が、安定した生活を送れるよう、以下のような貸付を行い、自立を支援している社会福祉協議会の制度です。貸付額や貸付条件等については資金の種類ごとに異なります。

貸付種類 生活福祉資金

療養・介護資金、修学資金、不動産担保型生活資金、障害者用自動車購入資金、総合支援資金

福祉金庫貸付事業

一時的に経済的困窮に陥ってしまったなど、さまざまな事情を抱える方に対し、安定した生活を送れるよう、小口の貸付を行っています。

* 詳しくは茂原市社会福祉協議会 地域福祉課まで相談してください。

申請手続 茂原市社会福祉協議会 電話：0475-23-1969 FAX：0475-23-6538

訪問理髪サービス

内 容 在宅で6か月以上寝たきりの高齢者や障害のある方(児童含む)のいる家庭に対して、訪問による理髪サービスを行い、利用料金の助成を受けることができます。

利用申請 社会福祉協議会 電話：0475-23-1969 FAX：0475-23-6538

1 1. 各種割引

携 帯 電 話 料 金

- 内 容 ドコモ、au、ソフトバンク等で基本使用料が割引になります。
- 対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- 申請手続 お近くの販売店、携帯電話会社のお問合せ窓口でご相談ください。

入 場 料 ・ 入 園 料 等

- 内 容 動物園や水族館、美術館、博物館、映画館等の施設で、入場料等の免除や割引をしているところがあります。割引等を受けられる施設では、障害者手帳の提示が必要です。詳しくは各施設等にお問合せください。



12. 関係団体・官公署連絡先

関 係 団 体

<p>茂原市身体障害者福祉会《会長 中村 雄二郎》 身体障害者が、お互いの親睦と生活向上を目的に結成された団体です。</p>			
連絡先 電話番号	090-7711-0476		
<p>長生茂原心身障害児者親の会《会長 山本 勝江》 知能の発達、または身体に障害を持つ子どもたちの親が、直面する様々な問題の解決を目的に結成した会です。</p>			
連絡先 電話番号	0475-23-2883		
<p>ひびき会（長生郡市精神障害者家族会）《会長 江澤 秀夫》 精神障害者の家族が集い、支え合い学びあう場として結成した会です。</p>			
連絡先	茂原市高師 3 9 4 - 2	NPO法人ひびき	電話 0475-25-4175
<p>千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者がともに助け合い励まし合いながら、点字やワープロを学び、卓球やダンス、将棋や手芸編み物を楽しんでいる協会です。</p>			
連絡先	四街道市四街道 1-9-3	千葉点字図書館 6 階	電話 043-421-5199
<p>千葉県聴覚障害者協会 県下の聴覚障害者の団体で、手話・要約筆記に関するの情報提供などを行っています。</p>			
連絡先	千葉県中央区神明町 204-12	千葉聴覚障害センター内	電話 043-308-6372 FAX 043-308-6400
<p>長生郡市聴覚障害者協会《会長 渡邊 正重》 「聴覚障害」というものをより、「理解」してもらうために、「手話という言語」を広めるために、企画を立てたり、あらゆる啓蒙活動をしています。良かったら一緒に頑張りませんか？</p>			
連絡先 FAX	0475-25-3234		
<p>視覚障害者 宇宙の会（そらのかい） 視覚障害者自身による情報交換・交流活動・研修を行う会です。</p>			
連絡先	茂原市社会福祉協議会		電話 0475-23-1969

官 公 署 連 絡 先

千葉県警察本部	電話	043-201-0110	FAX	0120-110-294
茂原警察署	電話	0475-22-0110	FAX	電話番号に送信すると FAX に切り替わります
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	電話	0475-24-0119	FAX	0475-25-8448
公立長生病院	電話	0475-34-2121 (8:30~17:15)	FAX	0475-34-4710
千葉県長生健康福祉 センター	電話	0475-22-5167 (8:30~17:15)	FAX	0475-24-3419

注) FAX 番号は聴覚障害者専用ではありません。



1 3. 防災・防犯・緊急時

もばら安全・安心メールサービス

市では、茂原市の防災・防犯に関する情報をパソコン、スマートフォン、携帯電話等にメールで配信する「もばら安全・安心メールサービス」を実施しています。このサービスを利用することにより、茂原市の安全安心情報をいち早く入手することができます。

なお、情報料は無料ですが、通信に関する料金等は利用者の負担となります。

登録できる方 インターネットに接続できるスマートフォンや携帯電話、パソコン等を利用している方なら、どなたでも登録が可能です。

サービスの内容 防災情報（台風、避難準備、避難所開設等の防災情報）
防犯情報（不審者等発生情報）

登録方法 本サービスの会員登録をご希望する方は、「もばら安全・安心メールサービス会員規約」を熟読のうえ、同意していただく必要があります。

もばら安全・安心メールについて

<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000000943.html>



もばら安全・安心メール ウェブページ
二次元コード

同意していただいた方は、下記の方法により会員登録が可能です。

① touroku.mobara-city@raidan2.ktaiwork.jp に空メールを送信



もばら安全・安心メール
登録メール送信用 二次元コード

迷惑メール対策を行っている方は、mobara-city@raidan2.ktaiwork.jpからのメールを受信できるように設定してください。

②空メール送信後、まもなく「メールサービス本登録のご案内」が届きます。メール内のリンク先にアクセスし、ユーザー情報登録画面にお進みください。

③ユーザー情報登録画面では、欲しい情報（複数選択可能）にチェックを入れ、次に進んでください。

④設定内容の確認画面では、登録内容を確認して登録してください。登録はこれで完了です。

◇登録の変更・解除

メール配信の変更・解除をしたい場合は、登録用メールアドレス
(touroku.mobara-city@raidan2.ktaiwork.jp) に、空メールを送信してください。しばらくすると、メールが届きますので、メール内のリンク先にアクセスし、登録内容の変更・解除を行ってください。

○登録・防災情報に関するお問合せは、防災対策課（茂原市役所4階）

電話：0475-36-7580 FAX：0475-20-1602

○登録・防犯情報に関するお問合せは、生活課（茂原市役所2階）

電話：0475-20-1505 FAX：0475-20-1600

メール 110 番システム

千葉県警では、言葉や聴覚に障害をお持ちの方が屋外等で事件や事故に遭われた時に、携帯電話等を利用して110番通報する手段として「メール110番システム」を運用しています。

インターネットに接続できる携帯電話等から「メール110番通報用アドレス」にアクセスしてください。千葉県内で発生した事件や事故の場合にご利用ください。通信料金が掛かります。

【問合せ先】千葉県警察本部 通信指令課

千葉市中央区長洲1丁目9番1号

電話：043-201-0110 FAX：0120-110294

URL: http://www.police.pref.chiba.jp/shireika/shireika_110_05.html



メール110番システム ウェブページ
二次元コード

FAX 119 ・ メール 119 ・ NET 119

ちば消防共同指令センターでは、電話での119番通報以外にも、FAXやメール、インターネット経由での通報ができます。ちば共同指令センターエリアに限ります（長生郡市は含まれています）。メールとインターネットでの119番通報は、事前登録制です。

-
- FAX 119 FAX に必要事項を記載し、送信してください。FAX 用紙はこの手引きの裏表紙にあります。指令センターで受信後、速やかに FAX 等で返事があり、消防車等が出動します。
住所氏名等はあらかじめ用紙に記入しておくことをお勧めします。
- メール 119 事前に本人の情報（持病やいつも行く病院、家族の連絡先等）を登録しておき、その情報に基づいて、消防車や救急車が出動する、登録制の通報システムです。登録時に共同指令センターのメールアドレスが知らされますので、それを利用して通報します。指令センターで受信後、速やかに返信があり、消防車等が出動します。
メールアドレス等の情報に変更があれば、その都度変更の登録が必要です。また、メールの送受信には通信料金が掛かります。
- NET 119 聴覚・音声・言語機能等の障害により 119 番通報が困難な方が、お使いのスマートフォン等のインターネットに接続できる端末を使用し、音声によらない緊急通報を行うことができるシステムです。
スマートフォンの画面操作により消防本部指令センターのオペレーターとチャット形式で連絡を取り合い、消防車や救急車が出動します。利用するには、本人の情報（かかりつけ医やよく行く場所など）を登録するため、事前に申請が必要です。
登録は無料ですが、インターネット接続に必要な料金は利用者負担となります。

【申請先】長生郡市広域市町村圏組合消防本部

〒297-0026 茂原市茂原 598

電話：0475-24-0119(代) FAX：0475-25-8448

URL: http://fdhp.choseikouiki.jp/03_01_02_nocall119.html



FAX119・メール 119・NET119 ウェブページ
二次元コード

「ライフサポートファイル」について（お知らせ）

こんなことを感じていませんか？

うちの子には持病があるんですけど、引越しや転院などで相談先が変わるたびに、これまでの治療のことを聞かれて、何度も同じ説明をしなくてはならなくて大変でした…。



子どもが大きくなってから、役所での手続きが必要になって、小さなころの記録が必要になったんですけど、通知票などがみつからなくて本当に困ってしまって…。

茂原市では、お住まいになる乳幼児から高校生等で**育ちに不安を持つお子さんとその家族**に「ライフサポートファイル」を配布しております。

～ライフサポートファイルを使うと～

- ※お子さんの相談や支援に関する情報（教育、医療、保健、福祉、労働等）が一つにまとまります。
- ※関係機関が必要な情報を適切に共有できます。
- ※生涯にわたる一貫した支援が充実します。

ファイルの内容 ◇書けるところ・書きたいところを気軽に書いたり、また、相談に行くときに持って行ったりするなど、自由に使うことができます。

基本セット		付 録
①プロフィール ②発育・発達の記録	家族構成や通っているところ、連絡先 健康診断や予防接種の記録など	付録① 相談記録のページ ・相談ノート ・日々の記録
③医療のページ	通院・入院の記録 お薬の記録	付録② 福祉のページ ・手帳・受給者証 ・サービス利用 ・装具・日常生活用具
④年齢のページ 年齢の記録ポケット	育ちの様子や思い出を残すページ 通知票などの大切な書類の保管場所	付録③ 学校から発信する家庭教育支援プログラム (千葉県教育委員会ウェブページより)
⑤履歴のページ	通った学校や卒業後の経歴	
⑥緊急時の対応	緊急時の対応を家族で話し合い、もしもの時に備えるページ	

「ライフサポートファイル」は長生ひなたのウェブサイトよりダウンロードできます。

使ってみたい・もっと知りたい方は、

茂原市教育委員会学校教育課指導係（茂原市役所9階）へお問合せください。

電話：0475-20-1558 FAX：0475-20-1607

福 祉 会 入 会 の す す め

身体に障害をお持ちの皆さん、いかがお過ごしでしょうか。

私達の団体「茂原市身体障害者福祉会」は、昭和 32 年 4 月発足以来、今日まで身体に障害のある皆さんと、その家族の方々の幸せを守り、高めるために一生懸命努力をしてまいりました。

お蔭様で今では約 70 名の皆さんが入会し支えあっております。会の活動としては、総会、新年会に始まり文化、スポーツ大会、日帰り研修会、親睦旅行等、又必要に応じ行政への要望、運動など様々です。

これからも、皆さんの希望など聞いて楽しく交流が出来る事業を進めていきます。

福祉会の会費は年間 1,500 円です。入会の問い合わせや申込みは下記事務局まで。

事務局	茂原市身体障害者福祉会
	会 長 中村 雄二郎
	連絡先 090-7711-0476

晴眼者の方にお願

貴方様の身近に、目の不自由な方や弱視の方がいらっしゃいましたら、是非このパンフレットを読んで差し上げてください。

朗読ボランティア

み ず す ま し 会

リ ス ナ ー 募 集

茂原市にこんなボランティア活動があったことをご存知でしたか？

私たちは、社会福祉協議会のご協力の下、ご病気や事故などで眼が不自由になられた方や、視力が衰えて文字が読みにくくなった方に録音 CD を作ってお届けしています。

是非一度、私たちが録音した CD を聴いてみて下さい。無料で差し上げます。そして、気に入って頂けたら、ぜひ「リスナー」になって下さい。

月に2回ご自宅にお届けいたします。

毎月1日・15日に市から発行される広報もばらを第1・3の木曜日に総合市民センターに会員が集まり、お知らせしておきたい情報を抜粋した約30分の「声の広報もばら」と、各新聞・地方情報誌などから身近な話題や心温まる楽しい話題を選んで約30分「声の散歩道」として録音し、お届けしています。

また、広報の他に小説やエッセイなども CD に録音してお届けしております。もちろんリスナーがご自分で購入された書籍を、その方の為だけに朗読するのであれば、著者の許諾を得なくても朗読できますので、その様なリクエストにもお応えしたいと思っております。（在庫作品の CD の一部をご紹介しますと「鉄道員・ぼっぼや」「白い杖は翼上下巻」「少年 H 上下巻」「鬼平犯科帳 1・2」その他）

費用は一切無料ですので、ご安心下さい。

お申し込み・お問合せ先

茂原市社会福祉協議会

茂原市町保 13-20（総合市民センター内）

TEL 0475-23-1969 FAX 0475-23-6538

障がい者スポーツを応援する団体

パラスポーツ茂原

からお知らせ



初心者歓迎

参加費無料

『障がい者スポーツ教室に 参加しませんか？』

**資格取得指導者
の指導で安心**

**ご自分のペースで
気軽に参加**

私たち、パラスポーツ茂原は、障がいのある方がスポーツを楽しむ機会を作って、心身の健康保持と増進を図っていただく事を目的として2017年3月に設立しました。(茂原市認定市民活動団体)

「月曜日は、パラスポーツ(障がい者スポーツ)を！」を合言葉に定期的に活動しており、教室は日本障がい者スポーツ協議会公認指導員資格を取得した指導者が中心となって、パラスポーツ茂原に所属するスタッフが常時対応をしておりますので、安心してスポーツを楽しむことができます。ご都合の付くときに、自分のペースでのご参加でも構いませんので、お気軽にご参加ください。

活動日：原則 毎月第2、第4月曜日 午後1時30分～午後3時30分

場所：茂原市市民体育館（茂原市高師2165番地）

内容：ポッチャ・タッチバレーボール(茂原市発祥のスポーツ)・卓球・ペタンク・

STT(サイレントテーブルテニス)・Tスロー・ゲートボールダーツ・輪投げ・バドミントン



教室参加お申込み・お問い合わせ

パラスポーツ茂原 担当:井上

電話 090-7232-6637

メール fuuraisya.mobara@gmail.com

障害者のマーク

障害のある方に配慮された施設であることや、外見からは分かりにくい障害を持つことなどを表す、さまざまなマークがあります。マークの意味を理解して、皆さんの心遣いとマナーで、誰もが暮らしやすい街をつくっていきましょう。



障害者のための 国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマークです。障害の種類や程度にかかわらず、すべての障害者を対象としたものです。

所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会



身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、努力義務となっています。

所管：警察庁



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

マークの表示については、義務となっています。

所管：警察庁



盲人のための 国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに表示する世界共通のマークです。

所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。提示された場合は、口元を見せてはっきり話す、筆談でやり取りするなど、その人の特性に応じたコミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

補助犬を受け入れられる施設・店舗等の入口に掲示する等の形で使用されます。

所管：厚生労働省



オストメイト／オストメイト用設備マーク

人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある方（オストメイト）であることと、オストメイトの為の特別な設備があることを表しています。

所管：公益財団法人交通工コロジー・モビリティ財団



ハート・プラスマーク

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方を表します。内部障害は外見から分かりにくいいため、障害の存在を示し、理解を得るためのマークです。

所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある方の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

所管：公益財団法人ソーシャルサービス協会



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマークです。

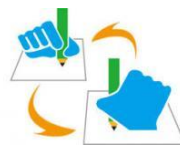
所管：岐阜市



手話マーク

耳が聞こえない方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、公共及び民間施設の窓口などで手話による対応ができるところが掲示できます。

所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟



筆談マーク

耳が聞こえない方、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、公共及び民間施設の窓口などで筆談による対応ができるところが掲示できます。

所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟



ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または認知症の方など、外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方々が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのカード及びストラップがあります。

ヘルプカード及びストラップは、茂原市の障害福祉課、健康管理課、高齢者支援課、本納支所、保健センターの窓口及び社会福祉協議会で配布しています。

URL:<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000004423.html>

所管：ヘルプマーク 東京都


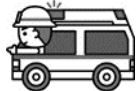
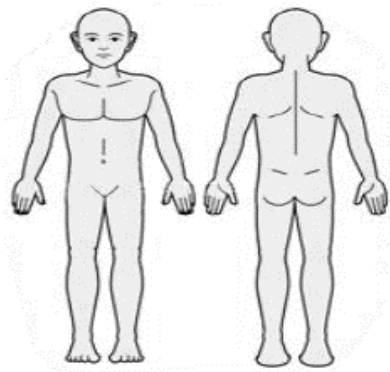
ヘルプカード 千葉県



FAX番号 = 119【FAX119 番通報用紙】

※あてはまる内容を○で囲み、必要事項を記入してください。

※太枠の中は、事前を書いておいてください。

火 災 	救 急 
※ 自宅 居間 ・ 台所 他()	※ 倒れている ・ 反応がない ※ 苦しい ・ 気持ち悪い 痛い(痛い場所に○)
※ 近所 建物 ・ 車 ・ 山、枯草 他()	
《連絡したいこと》	

《あなたのこと》 ※この欄は事前に記入しておいてください。

氏名		生年月日	
住所		FAX番号	
住所付近の目標物			
緊急連絡先	氏名	電話番号	
過去の大きな病気 治療中の病気 飲んでいる薬 等			
かかりつけ病院名			